

## 令和2年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

令和2年7月28日瑞穂町教育委員会第7回定例会がスカイホール小ホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君 ・学校教育課長 友野 裕之 君・

教育指導課長 小熊 克也 君・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君

・図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

- 日程第2 教育長 業務報告
- 日程第3 議案第29号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度対象事業分）について
- 日程第4 議案第30号 瑞穂町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- 日程第5 議案第31号 令和3年度使用中学校教科用図書採択について

開会 午前9時30分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。報告については、別紙記載の通りです。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第29号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度対象事業分）について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第29号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する、瑞穂町教育

委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和元年度対象事業分）について、教育委員会において審議する必要があるため、同法第25条及び瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定に基づき、本案を提出するものです。

説明いたします。議案書を1枚、おめくりください。

瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和元年度対象事業分）案になります。それでは、2枚おめくりください。1ページになります。

I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について、説明させていただきます。

1 目的ですが、2あります。

1つ目は、毎年、施策及び事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図ること。

2つ目は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、広く町民に公表することで、町民への説明責任を果たし、教育行政への理解を図ることです。

2 点検及び評価の対象ですが、今回は令和元年度の事務事業が対象となります。

3 点検及び評価の実施方法ですが、点検及び評価は、令和元年度の事務事業の進ちょく状況の総括と、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年度1回実施します。

①「点検」・「評価」ですが、教育委員会事務局の各課・館は、実施した事務事業の取り組み状況について点検及び評価を行い、基準に基づき所定のシートへ記載し、部長及び課長級職員が、点検・評価の結果を踏まえ、課題の検討と今後の取り組みの方向性を示します。

②教育に関する有識者の知見の活用ですが、点検評価について客観性を確保するため、学識経験を有する方から意見を聴いています。メンバーは、東京女子体育大学 教授 田中 洋一氏と青梅信用金庫瑞穂支店 支店長 柳

澤 一夫氏、元小学校長で学校現場に精通している、明星大学教育学部教授の濱野 裕美氏、以上3名の方をお願いしました。

③教育委員会は、教育に関する有識者の方の意見を踏まえて、教育目標、基本方針、施策及び事業について総合的に点検及び評価を行い、報告書を作成します。

4 町議会への報告ですが、点検及び評価に関する報告書を作成し、8月下旬に町議会へ提出します。

5 公表ですが、町広報紙へ概要を掲載するなど、記載のとおりの方法で行います。

6 点検及び評価結果の活用ですが、点検及び評価の結果は、教育目標や基本方針等の策定、施策及び事業等の改善・充実に活用します。

それでは1ページおめくりください。2ページになります。

「点検・評価」の表になりますが、ランクのAからDまでの内容、得点とも記載のとおり昨年度と同様です。

次に「今後の方向性」についてですが、表の一番上の拡大から、一番下の完了・終了の7つに区分しますが、この区分も昨年度と同様です。

6ページをお開きください。

令和元年度、教育委員会が所管した事務事業の点検及び評価結果の一覧です。

概要を説明させていただきます。

一番上の表、「方針別事業数」をご覧ください。表の左側が令和元年度事業の点検評価事業、右側が平成30年度事業の点検評価事業となっていますが、それぞれの事業は、方針1から方針4の4つに区分されています。

合計欄をご覧ください。令和元年度評価の対象事業数の合計は97事業です。この97事業は、平成30年度の94事業に比べると3事業増加しました。

表の中の「評価別事業数」をご覧ください。評価基準のAランクである「目標を上回って達成できた事業」が3

事業、Bランクである「目標をほぼ達成できた事業」が93事業、Cランクの「目標を十分に達成することができなかった事業」が1事業、Dランクの「目標を達成できなかった事業」はありませんでした。

C評価について補足説明させていただきますと、C評価は、事業名「ストップ22・SNS東京ルールの推進」です。学校では、日頃から児童生徒とその保護者に対して、スマートフォンの利便性と危険性について指導を行っているところですが、指導が継続的に行われてきたにもかかわらず、SNSのトラブルが数件見受けられたことから、C評価としました。以上、C評価の補足説明とします。

次に、今ご覧の表の下にある、いくつかの表、「施策別評価点数」、「課別事業数」、「方針・課別評価点数」は、記載のとおりです。

7ページをご覧ください。事務事業の点検・評価シートの見方についての説明です。

8ページから59ページになりますが、基本方針ごとの施策別点検・評価の個別シートとなっています。

60ページをお開きください。60ページから63ページまでは、基本方針ごとの委員の皆様の意見を記載しています。63、64ページをご覧ください。委員の皆様から総括として、ご意見をいただいています。教育委員会では、このご意見を踏まえた上で、引き続き効率的・効果的な教育行政を推進して参ります。65ページ以降は、令和元年度の瑞穂町教育委員会の活動状況等になります。説明は以上でございます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 多くの事業が行われていることがよくわかりました。その中で、「継続」となっている事業でも、コロナ禍の影響で今後実施が難しいものもあると思います。事業全般の説明で、「今後の方向性を示す」とあるように、そのあたりの記述はなされないのでしょうか。「スキー教室の実施」や「職場体験」については、難しい状況が考えられ、今の状況などを教えていただければと思います。

鳥海教育長 包括した話になりますので私から説明いたします。

この点検評価は年度で区切り評価しているものになります。こういった類のものは通常3月の日付が通常ですが、こちらは8月の発刊日としています。十分に各項目を精査し、評価しているものになります。

昨年度末から各事業にコロナウイルスの影響が出ています。例を挙げますと、子どもを対象とした社会教育事業では、年12回の開催予定のところ、最後の1回がコロナの影響で中止となりました。これに対して、担当課では「C」評価としましたが、有識者から「B」評価で良いのではとの意見をいただいています。今年度についても影響が出ています。

学校教育に関して、一年間の計画を立てている中で、運動会等が中止になるなどの影響が出ています。また、社会教育に関しては、秋までの事業について、中止であったり一部開催の動きになっています。具体的には、総合体育大会の中でも、3密を回避できる競技に関しては、実施の方向で考えています。スキー教室については1月開催であり、未定となっています。

以上のことを鑑みて、この報告書に記載することは難しい部分があるのではとの考えであります。

教育部長 点検評価の中で、有識者の方から意見をいただいています。コロナ禍の中であっても、教育委員会として方針をしっかりと立ててさえいれば、目標人数に到達しなくても「B」評価で良いのではとのことでした。令和2年度についても、方針を定めて、見極めていきたいと考えています。

村上委員 「職場体験」はキャリア教育において重要であると思います。中学2年生で実施できなければ、中学3年生になった時に、希望者だけでも体験できる仕組みづくりをお願いしたい。

教育指導課長 本来9月が実施時期であります今年度は中止になります。中学3年生の9月は進路関係で忙しくなる時期で、また、新中学2年生との兼ね合いもあり、一律実施は難しいものと考えます。その中でも、夏休みに、希望制で実施できうるか研究していきます。

村上委員 社会福祉協議会などと協働で行うなど、子どもたちにチャンスを与えていただきたいと思います。

鳥海教育長 「職場体験」は本人の将来のキャリアを考えた時に、とても有効的であると考えます。文部科学省も大きな方針として、内容によってですが、翌年度に履修可などの柔軟な対応も見受けられます。コロナ禍がおさまり、必要であると判断したならば、今までの日数確保は難しいかもしれませんが、開催時期などの工夫も考慮し研究していきたいと思います。ただし、このコロナ禍の状況下では、受け入れ先に企業も見つかりにくいと想像されま

関谷委員 「家庭と地域と連携した健全育成の推進」について、指導上難しいものがあつたと思いますが、評価が「C」になっています。これから先、ますますスマートフォンの利用があると思われませんが、学校だけでなく各家庭でどのような教育をするべきなのか、その辺りうまくリンクしていけたらと思います。

嘗て、このような事例がありました。家族で食事をしている最中、携帯電話を持って子どもが出かけていき、その先で恐喝事件を起こしてしまいました。昔であれば、家の電話を家族が取り次いでいたものが、携帯電話が普及したことにより、家族の知らないところで起こってしまったものです。今回まとめた「評価」を起点として、家庭教育へ広げていければと思います。

話は少し変わりますが、「第5次長期総合計画」の策定委員として携わっているなかで、各種母体から選出された方や公募の方など様々いらっしゃいます。会議等で、温度差を感じることもあります。自らの立ち位置を把握し意見を述べる方もいれば、以前広報に2ページにわたり掲載された「住民意識調査」を全く見ていないであろうと思われる意見を述べる方もいます。

有識者の意見を踏まえながら、教育部各課館がこうしてまとめ上げた報告書が、あまり住民に触れられないことはすごく残念であります。効果的なPRをお願いしたい。一例をあげますと、「図書館ワークショップ」においては、会議が3回開催され、延べ106名の参加があり活発な意見交換がありました。また、企画課で「明日の瑞穂を語る会」が主催され、熱心な意見交換が行われました。有効な手段を使えば、町が行っている事業などが、

もっとPRでき、いろいろな意見が集まるのではないかと思ったところです。

鳥海教育長 ご意見として承りたいと思います。町長も常に言っていることであります。PRしていくこと、広報していくことの大事さを私たちも言っています。しかし現実としては、今述べていただいたようなことはあります。

滝澤委員 総合的にみて、教育委員会の苦勞されている内容が伝わってくるものと感じています。

その中で、学力向上に限定して話したいと思います。「授業改善」について、このことに関しては教育指導課ががんばって呼び掛けないと、動きが発生しないものです。「個に応じた指導」について、学習規律を整えるためとして、学習サポーターの配置がされていて、大変効果があがっているものと思われま。す。「ステップアップ教室」について、学校の実態にあわせて放課後に授業を補完する視点で行っています。教育委員会がすべきこととしてはいいのですが、本来は授業そのものを変えていかないことには、本質が変わらないと考えています。お声かけいただければ、協力いたします。

「教員の授業力の向上」について、これに向けては研修等に抜本的な改善が求められると記述があります。この一言に尽きると思います。以前から話している通り、コロナ禍の影響もありますが、研修の大切さを疎かにしてはいけないと思います。出来る範囲で続けることが、大切であり、力になると思います。教育指導課自体が、この状況下であるため、縮小するような流れをつくることは、いかななものかと思っています。

感想も含めて、願いをお伝えいたしました。

教育指導課長 今コロナ禍であります。が、瑞穂中学校においては、民間活力・官民協働で、授業コンサルタントを派遣しました。具体的にはコーチングというものになります。子どもたちの気持ちを理解しながら、指導していく手法を取り入れています。

その結果、先生方が大変影響を受けまして、自ら授業改善を行なわなければいけないという考えに変わったと、当該校長先生からも話を伺っています。具体的には、瑞穂中学校のホームページをご覧くださいと思います。

が、自ら授業に関するユーチューブを作成しています。家庭科や体育をはじめとした各教科に関するものです。広がりが出てきたものと捉えています。先生方がどんな状況下であっても、学びの保障を確保するため努めているところです。

ただし、主体的・対話的・深い学びを実現することは、今状況下では難しいところです。5月まで授業コンサルタントを実施してきましたが、6月以降は凍結している状況になっています。次年度、コロナが収まった時点で再開を予定しています。

中野委員 次年度への方向性の記述の中で「方向性の変更」「拡大」の項目については、来年度に向けて期待しています。  
鳥海教育長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第29号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第29号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第29号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第30号、瑞穂町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第30号については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）が改正されたことに伴い、パワー・ハラスメントを禁止する規定を新たに追加する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。教育指導課長 詳細について説明いたします。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第8条2の2の次に次の1条を加えます。

(パワー・ハラスメントの禁止) といたしまして、第8条の2の3 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行ってはならない、とするものです。附則として、この訓令は、発令の日から施行されるものです。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第30号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第30号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第30号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第31号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第31号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第13条の規定に基づき、

令和3年度使用中学校教科用図書を採択する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 議案第31号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

中学校全教科における教科用図書につきましては、中学校教科書目録（令和3年度使用）に掲載されている教科用図書、いわゆる検定本の中から選定を行うこととされています。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が二つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに一種の教科用図書を採択することとされています。

このため、今回、令和3年度使用中学校教科用図書の採択に当たりましては、西多摩郡4町村の教育長、教育長職務代理者の8名で構成される、西多摩地区教科用図書採択協議会が設置されています。瑞穂町からは、鳥海教育長、関谷教育長職務代理者が委員となっています。

4月23日に、第1回採択協議会を日の出町役場にて開催いたしました。

第1回会議では、採択要綱及び採択要綱に関する実施細目の審議及び決定がされたところでございます。

その後、5月1日に、第1回調査委員会を日の出町役場にて開催し、調査委員への委嘱並びに任務について確認し、各種目の調査を専門部会長へ依頼いたしました。

これにより、専門部会において、調査・研究を専門部会長等の学校で実施し、報告書を作成しました。その後、7月3日に、第2回調査委員会を開催し、専門部会長からの報告とともに検討を行い、調査研究報告書を作成いたしました。

7月14日に開催いたしました、第2回採択協議会におきまして、調査委員長、専門部会長から、これまでの調査・研究の経過報告、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議等を経まして、投票により発行者を選定いたしました。

採択協議会で選定された教科用図書は、別紙報告「令和3年度使用西多摩地区町村立学校教科用図書（中学校）採択協議会の結果について」のとおり、となりました。

西多摩郡の場合は、郡として地区選定をいたしますので、同一の教科用図書を使用することになっております。

このことを考慮していただきまして、西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

資料といたしましては、「令和3年度使用西多摩地区町村立中学校教科用図書 選定教科書とその理由」と西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会へ調査委員会を経て提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」を併せてお配りをいたしましたので適宜ご覧ください。

それでは、同資料等に基づき、同採択協議会で選定されました主な理由や特徴等をご説明させていただきます。

「国語」は得票数7で「光村図書」になりました。1内容③「読むこと」に挙げられている通り、文学的文章、説明的文章、古典共に概ね適当であり、特に文学的文章が充実しています。これまで、文学的文章と言うとやや情緒的な視点が多かったのですが、光村図書は分析的に読んだり、批評したりする読み方まで言及し、新学習指導要領の趣旨である言語能力育成に叶っています。また、語彙力を高めるための教材が充実しており、瑞穂町の児童・生徒に欠かせない内容となっています。

次に「書写」は得票数6で「教育出版」になりました。1内容②3にある通り、手本の漢字に筆順の記載があり、ほとんどの項で位置付けられています。また筆圧も数字で表記するなど実用的な内容となっています。

次に、「社会」ですが「社会」は【地理的分野】【歴史的分野】【公民的分野】【地図】でそれぞれ1社選ぶことになります。まず【地理的分野】は得票数7で帝国書院となりました。協議の中では、日本の領土について分かりやすく説明されている教科書を推す意見がありました。また、地図帳との関連性についての質疑があり、専門部会長からは【地理的分野】と【地図】はその関連性が高い同一会社が指導しやすいし学びやすいとの発言がありました。

【歴史的分野】は得票数5で帝国書院となりました。協議の中では、日本の歴史の転換期の背景には世界史の

変革期があり、その文脈が分かりやすい教科書を推す意見がありました。帝国書院は1内容③にあります通り、「タイムトラベル」の項目がありイラストで時代のイメージを掴むことができると、歴史的事象に関する社会的背景、政治や経済の内容と関連付けた解説を通して多面的・多角的に歴史を捉えることが可能となっており、これは新学習指導要領が求める社会の目標に合致します。

【公民的分野】は得票数が5で帝国書院となりました。質疑では環境、エネルギー、防災、情報技術など現代的諸課題をバランスよく取り扱っている教科書についての言及がありました、専門部会長からはそこまでの議論はなかったとの回答でした。帝国は内容1③にある通り、具体的事例や社会的事象の背景、因果関係を取り上げ、現代社会の「見方・考え方」を基にした活動が設定されており、この中において現代的な諸課題が取り扱われています。

【地図】は得票数7で帝国書院となりました。協議の中では、視覚的に分かりやすい教科書を推す意見がありました。また、先ほどもありましたように【地理的分野】との関連性が高い同一会社という意見があったことを踏まえた結果となりました。

次に「**数学**」は得票数4で東京書籍となりました。可否同数で委員長採決になったことを報告します。委員からは「教科書の文章で常体、敬体の差異について」や「QRコードなどから入手できるデジタルコンテンツの量的差の指導に与える影響について」の議論が専門部会であったのかなどについて質疑がなされました。専門部会長からは「常体、敬体の議論はしなかった。」また「デジタルコンテンツについては、一人一人の生徒が使えるか、授業を中心としたものになっているのかは会社の方針により違いがあり、デジタルコンテンツが少ない教科書は授業のみで使う傾向にある。」との回答を得ました。東京書籍は、本文の文章の文末は常体表記になっています。また、デジタルコンテンツは4使用上の便宜①にあるとおり、52箇所で各社の平均よりやや下回りますが、1内容①にある通り、章ごとに2～3個のデジタルコンテンツが用意されており、生徒一人一人が例えば図形を動かし、観察することができます。

次に「**理科**」は得票数6で東京書籍となりました。東書は唯一縦長で、委員からは「縦長は見やすいのか。そ

の形状は授業にどう影響を与えるか」といった質疑がなされました。これに対して専門部会長からは、「縦長は図鑑的であるが、今後は電子化されることもあり、大きさにこだわる必要はない。」との回答を得ました。また他の委員からは「新学習指導要領では見方・考え方ははたらかせて深い学びをするように示されているが、時間的に難しいのでは」といった質疑がなされました。専門部会長からは「話し合いは長くなる傾向にあるが、各社とも工夫している」との回答を得ました。東京書籍では「見方・考え方」を「科学のミカタ」として取り扱っており、「見方・考え方」の量的・質的なバランスを確保しています。

「音楽」は【一般】と【器楽合奏】に分かれています。両方とも質疑や意見はありませんでした。

【一般】は得票数6で教育芸術社になりました。全体構成ですが、2構成・分量②にある通り、特に歌唱8～10単元、鑑賞6単元で充実しています。また、3表記・表現②にあります通り、教材ごとに学習目標と学習活動が表記されており、生徒自身で確認できる「何を学ぶのか」や学習目標に迫るための「具体的な学習行動例」が示されており、新学習指導要領の意図をよくくんでいます。

【器楽合奏】は得票数5で教育芸術社でした。【一般】と同様な表記・表現となっており、4使用上の便宜⑥にある通り、主体的・対話的で深い学びの実現ができるよう工夫されています。また、中学校から始まるアルトリコーダーについて、小学校で学習したソプラノリコーダーの両方の楽譜が掲載されており、アンサンブルが楽しめます。

次に「美術」は得票数7で日本文教出版となりました。委員からは「各社とも生徒の作品を扱っているが、生徒作品の議論があったのか」という質疑がなされました。これに対して専門部会長からは「生徒作品の量や内容を議論し、模倣して指導することも有効である」との回答を得ました。日本文教出版は2構成・分量④にある通り、生徒作品と作家作品のバランスがよい量になっており、冒頭や見開きで作家の作品が扱われています。また、委員から生徒作品や資料の見栄えの良さを推す意見がありました。

次に「保健体育」は得票数7で学研教育みらいになりました。委員からは「保健編と体育編の比率で大きく違う場合は不都合があるのか」といった質疑がなされました。これに対して専門部会長からは「使用上問題ない」

とのことでした。学研教育みらいは、2構成・分量②にある通り7：3で学年別に体育編と保健編がまとまった構成となっていて学年の学習範囲が明確です。

次に「**技術・家庭**」ですが、【**技術**】と【**家庭**】に分かれています。

【**技術**】は得票数4で東京書籍になりました。委員からは「安全・実習に関わる内容が別冊になっている教科書があり、扱いやすいのではないのか」とか「扱うプログラミングの数の違いは学習上に影響を与えるか」といった質疑がなされました。これに対し専門部会長からは「別冊にする・しないは、それほど影響を与えないものと思われる。また、プログラミングについてはどの教科書もスクラッチを掲載しているので問題はない。」との回答がありました。東京書籍は、安全・実習に関わる内容は教科書本体に組み込まれています。また、4使用上の便宜③にある通り、「プログラミング手帳」が付属され切り離しが可能となっているのと、1内容④にある通りプログラミングで取り扱うソフトはスクラッチ、ドルトル、Javaの3種類となっています。

【**家庭**】は得票数6で開隆堂になりました。委員からは「専門部会の技術と家庭で交流があったのか」という質疑がなされました。これに対して専門部会長からは「なかった」との回答を得ました。開隆堂は1内容②にある通り学習の始まりから学んだことを生活に生かすところまでの構成で課題を設定（「生活に生かそう」「生活の課題と実践」※技術教科書にはない構成）しており、新学習指導要領が目指す3つめの柱、学びに向かう力、人間性等に基づく深い学びを実現しようとしています。

次に「**外国語**」は得票数4で開隆堂となりました。可否同数で委員長採決になったことを報告します。委員からは「小中学校の接続で配慮がされている教科書はどれか」や「臨時休業になったとき、QRコードを利用してコミュニケーションの練習が取りやすいのはどの教科書か」といった質疑がなされました。これに対する専門部会長からは「どの教科書でも小中学校の接続の配慮がなされている。休業時の音声練習も教師の工夫次第で可能」との回答を得ています。開隆堂はQRコードがふんだんに取り入れており、休業時も、普段の家庭学習でも、スマートフォンやタブレットがあれば、音声学習や動画の視聴、ゲームを取り入れた学習ができます。また、2年生の単元では「G o n、T h e L i t t l e F o x」がR e a d i n gで登場しますが、小学校4年生国語

光村図書で学習する「ごんぎつね」で学習したことの再来で、小中学校の接続が取れている最たるものと捉えることができます。

最後に「**特別の教科道徳**」は得票数7で日本文教出版になりました。前回2年前に採択した日本文教出版の内容から大きく変わっていないのと、別冊の道徳ノートに改善が見られ、現行では主発問や自己の振り返りの発問が印字されていますが、これらがほぼなくなりました。このことにより、教師の自由度は高められ、教師が生徒の実態を踏まえ、道徳的価値を引き出すためにより適切な発問を加えられるようになりました。

引き続き現採択発行者の教科用図書を使用していくことが求められたと判断します。以上で説明を終わります。

鳥海教育長

以上で、事務局からの説明は終わりました。ここで、教科用図書採択協議会委員の関谷教育長職務代理者から補足する説明がありましたら、お伺いしたいと思います。

関谷委員

当日傍聴者が10名程度いらっしゃいました。とても静かに進行していました。どの会社もどの教科もあまり遜色がありません。新学習指導要領の意図をくんで紙面を構成しています。ある会社は、この時間はこの勉強をするんだよと、吹き出しで喚起したり、この課題解決にはこういった手口があるよ、などと丁寧な標記もありました。全体的に、ビジュアルでアート印刷が多いため、版が大きく紙も立派のため、重いのだろうなという印象を受けました。

昨年の小学校の教科書採択の時にも、3年生の国語だと記憶していますが、スーパーで買い物をした時の報告文の書き方が小3の時点でありました。野菜などの陳列の仕方などを自分で調べまとめあげるものでした。こういったところにも、新学習指導要領が反映しているのだと感じました。

先ほどの説明の中で、技術家庭の中で、採択された以外の教材に2票だけ入っていたのですが、私ともう一人の方です。現役当時1年間だけ技術家庭の教科を受け持ったことがありました。その時に、作業場に行った際に、少し邪魔と感じたものが、コンパクトになったガイドブックが使い勝手が良いと感じたことが票を投じた要因の一つです。

全体的には、妥当なところだと思いました。

鳥海教育長

ここで、補足説明します。

今回の議案につきましては、先ほど教育指導課長から説明もありましたが、採択協議会での採択された結果をもって議案上程されております。よって、各教科ごとの教科書を採択を行うものではありません。

鳥海教育長

これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

関谷委員

専門部会長が、懇切丁寧にいろんな観点で報告がありましたが、瑞穂町内の2つの中学校長・副校長がすごく頑張ってやっていました。言い添えいたします。

鳥海教育長

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。議案第31号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第31号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和2年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時35分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員